

# 技能講習の受講について

## 技能講習開催日

今年度の技能講習の日程については、警察署に備え付けの「技能講習予定表」をご覧ください。また、同予定表についてはホームページにも掲載しておりますので併せてご覧ください。

## 技能講習の申込み

開催日の20日前までに、住所地を管轄する警察署に申込みを行って下さい。

申し込みに必要な書類は、

技能講習受講申込書 1通

となります。

散弾銃の受講を希望される方は、射撃種目（トラップ・スキートの別）についても併せて記入して下さい。

## 技能講習の手数料

技能講習の手数料は、14,000円となっております。申込書を提出する際に青森県収入証紙により納付して下さい。

## 技能講習通知書

技能講習の受講が決定しましたら、受講日時等が記載された技能講習通知書が交付されます。

## 受講当日に持参するもの

受講当日は次のものを忘れずに持参して下さい。

- 技能講習通知書
- 猟銃・空気銃所持許可証
- 銃砲
- 実包 散弾銃：25発以上、ライフル銃：10発以上

※上記の他、不発時の予備弾、指導員から指導を受けた際に使用する予備弾

## 技能講習修了証明書

講習事項を修得したと認められた方には、技能講習修了証明書を交付します。

## 注意事項等

- 受講当日は、受講する射撃場の指示に従って下さい。
- 技能講習は、教習射撃場で実施することから、一日の受講人数に制限があります。そのため、必ずしも希望する日に受講できない場合があります。その場合は、第2希望以降の受講日となることがあります。
- 技能講習は、当日欠席の場合であっても手数料を返還することができませんので御了承ください。また、不合格となり再度講習を受講する場合は、新たに手数料が必要となります。
- 散弾銃の技能講習は、冬期間に開催されませんので、特に冬期間に更新を迎えられる方については、計画的に受講するようお願いいたします。